

カジノ管理委員会第37回会議の開催状況

第1 日時、場所及び出席者日時

1 日時

令和3年5月20日 14時00分～15時10分

2 場所

カジノ管理委員会 12階大会議室

3 出席者

- 北村委員長、氏兼委員、渡委員、遠藤委員、樋口委員
- 徳永事務局長、並木次長、徳田総務企画部長、坂口監督調査部長、自見監察官（議事担当課）、笠松財務監督課長（議事担当課）

第2 要旨

1 議決事項

(1) 令和3年度業務監査実施計画（案）について

次長より、「令和3年度業務監査実施計画（案）」について説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

2 その他の案件

(1) カジノ事業等の規制（カジノ事業者等の監査・会計関係）について

監督調査部長より、カジノ事業等の規制（カジノ事業者等の監査・会計関係）について説明があり、主に以下の点について検討した。

- ・ 監査人の監査報告の内容等（下記、IR整備法第二十三条第一項、第二十八条第六項参照）

（監査人の職務及び権限）

第二十三条 監査人は、認定設置運営事業者等が行う設置運営事業等を監査する。この場合において、監査人は、国土交通省令（当該認定設置運営事業者等がカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者であるときは、カジノ管理委員会規則・国土交通省令。第二十五条第二項及び第二十八条において同じ。）で定めるところにより、監査報告を作成し、認定設置運営事業者等にその内容を通知しなければならない。

（認定設置運営事業者等が行う業務の会計）

第二十八条

- 6 認定設置運営事業者等は、第四項の規定により財務報告書を提出するときは、国土交通省令で定めるところにより、監査人の監査を受けなければならない。この場合において、認定設置運営事業者等に監査役、監査等委員会又は監査委員会が置かれるときは、これらを監査人とみなす。

・ **事業年度の定め（下記、IR 整備法第二十八条第一項参照）**

（認定設置運営事業者等が行う業務の会計）

第二十八条 認定設置運営事業者等は、設置運営事業等について、国土交通省令で定めるところにより、その事業年度並びに勘定科目の分類及び貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表で国土交通省令で定めるもの（第八項において「財務諸表」という。）の様式を定め、その会計を整理しなければならない。

・ **区分経理の定め（下記、IR 整備法第二十八条第二項参照）**

（認定設置運営事業者等が行う業務の会計）

第二十八条

2 認定設置運営事業者は、国土交通省令で定めるところにより、カジノ業務、カジノ行為区画内関連業務及び第二条第一項各号に掲げる施設ごとの業務並びにそれら以外の業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

・ **財務報告書の記載事項等（下記、IR 整備法第二十八条第四項参照）**

（認定設置運営事業者等が行う業務の会計）

第二十八条

4 認定設置運営事業者等は、国土交通省令で定めるところにより、事業年度ごとに、次に掲げる事項を記載した報告書（以下この条において「財務報告書」という。）を、認定都道府県等の同意を得て、当該事業年度経過後三月以内（やむを得ない理由により当該期間内に提出することができないと認められるときは、国土交通省令で定めるところによりあらかじめ国土交通大臣の承認を受けた期間内）に、国土交通大臣に提出しなければならない。

一 経理の状況

二 業務の内容に関する重要な事項（前号に掲げる事項を除く。）

三 前二号に掲げるもののほか、法人の概況、事業の状況その他の国土交通省令で定める事項

以上